

## 個人情報保護委員会（第99回）議事概要

- 1 日時：平成31年4月1日（月）15：00～15：45
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員  
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官

### 4 議事の概要

#### (1) 議題1：いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）について

ヒアリング対象の団体として、新経済連盟の関事務局長及び小木曾政策部長が会議に出席した。

関事務局長から、資料に沿って次の説明が行われた。

「本来は代表理事の三木谷等が説明すべきところ、調整がつかないことから事務局長の関が代理で説明させていただくことを御了承いただきたい。また、内容については、代表理事その他の理事に確認を取った上で説明に伺った。

まず、資料の2スライド目。ここは総論ということで3つのポイントを記載。個人情報保護法は日本経済に非常に大きな影響を与える法律と考える。その内容いかんによっては、経済にプラスにもマイナスにも働く、非常にキーとなる法律だと考える。したがって、改正内容の検討に当たっては、是非経済のプラスとなるよう十分な配慮をいただきたい。

まず、「データの利活用」は日本の産業力強化の最も重要なファクターのひとつ。それから、「個人情報の保護と利活用のバランスが重要」だということ。3点目に、制度設計に当たっては、民間企業の実態を十分に踏まえることが必要である。この3つを強くお願いしたい。

次のスライドは、前回の個人情報保護法改正時に新経済連盟から色々と意見を出しており、2015年の2月に代表理事の三木谷が自民党の委員会で説明した内容の主なポイントである。一つ目は、個人情報の定義拡大によりデータ活用が後退することを懸念しているという主張をさせていただいた。その当時、例えば携帯番号等の符号単体も規制の対象に入れるべきではないかという議論があったが、新経済連盟からは、特定個人が識別されない符号単体のみで規制するという事は理由がないので止めていただきたいと主張した。二つ目は、外国企業によるルール遵守ということで、外国企業に対しては、日本国政府による直接執行ができないという状況があった。また、インターネットはグローバルネットワークであるため、国内企業のみを過

剩規制は無意味である。外国企業により日本人のデータの更なる流出のおそれがあると懸念を示している。この2つについては、今までもこれからも変わらない重要な視点だと考えるので、今後の改正の議論においても考慮いただきたい。

次のスライドは、改正を検討するに当たって実現してほしいことを特に抜き出したもので、規制の内外のイコールフットイングということである。現在の個人情報保護法では、外国企業に対して十分な法執行が法制度上担保されていない状況だと理解している。すなわち、個人情報保護委員会は、命令の権限がなく、罰則の適用を執行することもできない、そういう法律の仕組みと理解している。したがって、日本国内で得た個人情報について国内サーバへの保存の義務付けとセットにして、これを執行の手段として海外企業への法適用と執行を担保することが必要だと思う。すなわち、保護適用と執行を担保するための方策として、データの国内サーバへの保存義務付けを、是非実現すべきと考える。

次の5スライド目は、つい先日、個人情報保護法以外も含めた提言書を出しており、後ろに添付しているが、その抜粋として2つのスライドを付けている。一つ目は、先ほど申し上げた法律の域外適用の話。もう一つは、国内サーバへのデータの保存義務付けであり、域外適用をどのように執行を含めて担保するかということが大きな課題として、提案させていただいた。

最後に7スライド目。今回の改正議論における「その他の論点」として幾つか挙げている。まず、クッキー等の取扱いについては、EUでも議論されていると思うが、クッキー等それ単体では特定の個人を識別しない情報については、個人情報保護法の規制の対象とする必要はないと考えている。また、課徴金についての議論があると承知しているが、これについては慎重な議論が必要という立場である。特に、課徴金をかけないと法律の規定が担保できないという状況なのかどうか。この後ろに「仮に導入するにしても、外国企業に執行できなければ本末転倒」と記載しているが、非常に恐れているのが、課徴金の制度を作ったが、結果として日本企業にしか適用されないという事態になるのは非常にまずいのではないかという点である。そうになると、日本の企業の今の状況を見て、課徴金を導入しないといけない状況なのか、慎重な議論が必要だと思われるし、課徴金の中身として、どのような行為に対し、どの位の金額で課徴金を適用するのか、詳細な議論が慎重になされるべきと考える。3つ目の点、データポータビリティについては、現時点ではまだ緻密に議論すべきことが多いと考える。これについても、慎重かつ丁寧な議論が必要ではないか。ここに記載するとおり、どの分野のどのデータでやるのか、誰にどのような規律が課されるのか、あるいはデータの移転

方法、フォーマット等をどうするのか。それと、今企業がデータを一生懸命集めているが、データを持つことのインセンティブをどう保つのか、これによって国際競争力を担保しているという実態もあるので、こういった点も含めて慎重な議論が必要ではないかと考える。

そして最後のポイントである。いわゆる2000個問題の話については、バラバラの法律で規律されている行政機関、独立行政法人、更に条例で規定されている地方公共団体等を対象とした法律、条例、これを一つの法律として統合してしまうべきではないかと考えている。何故できないのか、良く分からないので提案させていただいている。

以上、法改正のために議論する際に考慮いただきたいことを説明させていただいた。」

嶋田委員長の進行により、質疑応答が行われた。

丹野委員から「資料を通じて、消費者保護の観点への言及がないのではないか。個人の関与、利便性向上のための制度の充実は世界の潮流であると認識している。ビジネスにおいてもそうだが、個人においてもすでに国境とは無関係にサービスを利用しているので、内外変わらぬ利便性や権利を求めるのは当然であり、一定の理屈があると思っている。現に消費者からの要望も多い。

国内外のイコールフットィングの指摘があるが、消費者保護の観点からも広く世界で義務化されている漏えい報告の義務付けや、個人データの利用停止や削除の義務化、ポータビリティを含む開示請求などといった個人の権利利益に関する項目についても、内外に関する共通ルールとして導入するとのお考えはないか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「資料の一番冒頭に、重要なポイントとして「個人情報保護と利活用のバランスが重要」と記載しており、そこが一番の出発点。もちろん消費者保護という視点は非常に重要なので、そこが出発点だと思っている。一方で、ビジネス、特に国際的な競争環境ということも考慮して、どういうバランスを取っていくか、ということで制度設計していく必要があると思っている。EUはかなり保護寄りな仕組みを設けてしまったが、その結果どういう形で運用されているのか、運用上の問題が出ていないのかどうかも含めて把握した上で、日本の制度を検討していくべきであると思う。最近プラットフォームに関する色々な規制を検討して、EU議会や理事会などで合意を得た案があるが、それを見るとプラットフォームに対する規制が非常にバランスの取れた形になっていると理解しているので、EUの方でも直近ではビジネスや消費者保護といった点では balan

スを取るという視点がかかり出てきたというように思う。いずれにしても、他の国の状況もよく見ながら、バランスも考えて検討していくのが良いのではないかと考える」という旨の発言があった。

これに対し丹野委員から「バランスを考えた、資料の2ページ目に「個人情報の保護と利活用のバランスが重要」と書いてあるという話であるが、GDPRにおいてバランスが取れているということであれば、GDPRで既に定められている漏えい報告の義務化等先ほど言ったようなことについて、直接的にはどのようにお考えなのか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「説明に誤解を与えるような表現があったかもしれないが、GDPRについてはかなり保護寄りの内容になっていると認識している。一方で、直近で議論されていたプラットフォーム規制のような、GDPRとは別の枠組みの規制においては、バランスの取れた方向に向かっていくので、GDPRは数年前に議論されたものであり、流れとして直近ではEUでもややビジネスに対してのバランスも考えてきているのではないかと、というのが先ほど申し上げたかったことである」という旨の発言があった。

大滝委員から「貴団体が特に直面しているような新産業の最近の動向は非常にスピードが早い。そういう点を考えると、柔軟性を欠くといわれる法規制よりも、団体の中で自主的取組を進めていくとか、あるいは自主ルールを制定して、その中でその遵守の徹底を図っていくといった取組が必要ではないか。また、実際にそのような自主的取組が行われているような業界団体があると聞いている。この点について、新経済連盟としてはどのように考えるか。あるいは既に様々な自主的な取組やルールを制定して、遵守させるといったことをされているなら、どこまでどのような形で取り組んでいるかについて、お聞きしたい。

また、クッキーの一律規制は難しいということについては理解するとしても、一方で近年色々とマスコミでも取り上げられているように、クッキーと他の情報を組み合わせることによって、色々なリスクがあるのではないかと、ということが言われていて、そのリスクを低減するというような取組についても大切なことではないかというように考えている。

クッキー単体というよりもそういったものも含めて、使い方に対するリスクについて、どのような考えなのか。あるいはどのような取組をされているのか。更に、もし委員会のガイドラインを非常に細かく定めることについて弊害が多いとすれば、むしろPIAのような形で消費者への説明を充実させ、事業者としてもガバナンスを確保していくというような取組も考えられるのではないかと、それについて、どのような考えをお持ちか、あるいは既に取り組んでいるということであれば、どのような取組をされ

ているかお伺いしたい」旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「新経済連盟として特に自主ルールを定めて会員に守らせるという動きは今のところ特段ない。他の分野で自主ルール等を定めている場合もあるが、業法が比較的しっかりして、まとまりのある業界だとやりやすいのではないかと思うが、当団体のメンバーの顔ぶれを見ると、それがなじむのかというのが分からないところである。自主ルールをベースとした規律についても、まだまだ研究の余地があると思っているので、我々としても関心は高いが具体的な動きとしては今のところまだない。

クッキーについて、他の情報と組み合わせることによって個人を特定できるというような状態であれば、個人情報保護法の中で規律をすべきだろうと思う。ただ、我々が申し上げたいのは、クッキーの利用の仕方として、多くのものが個人を特定することまでは至らないという状態であるというように理解をしているので、その場合は個人情報保護法の規律の外側の話ではないかと考えている。

PIAについては、十分に研究ができていないところであり、これを機会に研究をしていきたいと思う。

質問の趣旨とはずれのかもしれないが、会員企業と話をしていると、実務の対応で、会員企業の中には認定個人情報保護団体に属しているところもあり、その仕組みで活動しているところもある。ただ、色々な事業があって、既存の業界団体のまとまりから抜けてしまうところが多いので、そのときに比較的共通する問題について、それぞれどういう対応をしているのかということなどについて、委員会事務局に質問した際に、個別具体的に見ないと分からないというだけでなく、もう少し答えてほしいということがなくはないという思いが会員企業にもある。その意味では、今後の課題として、会員企業の実務においてはどこまでどうしたらいいのかという解釈に悩むところがあって、一方でガイドラインに全部書ききるとそれはそれで逆に萎縮してしまうこともある。先日も会員企業を集めて意見交換したときに、委員会事務局との意思疎通を望んでいる声は多かった。質問に対する答えではないかもしれないが、実際現場で言われたことをお伝えした」という旨の発言があった。

小川委員から「資料4ページにあるように「日本国内で得た情報については国内サーバへの保存義務付け」との提案だが、いわゆる中国やロシアにみられるようなデータローカライゼーションを日本で進めてほしいということか。もしそうなったときには日本企業がグローバルに事業を展開する際に支障にならないか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「定義はいろいろあると思うが、いわゆるデータローカライゼーションについて、単純に中国やロシアのような形でやればいいのかという問題もあるので仮に導入するにしても十分な議論が必要である」と考える。EUの制度についてもデータローカライゼーションの一つのタイプであり、相互主義的な国と国との仕組みのような視点も必要。今後どのような条件でどのような場合を対象とするかを詰めていく必要がある。あくまでも提案している趣旨は、法の域外適用をどのように担保するかということであり、データローカライゼーションというような形でなければ法執行は難しいのではないかと考えている。逆にこれ以外に方法がもしあるならばそちらで構わないし、データローカライゼーションには弊害もあるため、弊害とプラスの面とを勘案してどう判断するかも検討すべきである。

委員会も検討しているようだが、域外適用・法執行することができる必要十分条件は何かを研究すべきであり、我々も考えているところ。例えば、GDPRは域外適用・法執行ができるのかについて異論があるかもしれないが、できるとの立場に立った場合、代表者を置くこととすることで域外適用の必要十分条件となっているのか。そこが必要十分条件でないとすると、他の方法としては、例えば中国のサイバーセキュリティ法について、委員会の資料では域外適用しないと記載されているが、その趣旨は、できるが記載していないのか、データローカライゼーションをしているためそもそも域外適用をしなくてよいのかが不明。そこを含めて議論すべきであると考えている」という旨の発言があった。

小川委員から「国内サーバへの保存の義務付けについて、日本企業の海外進出への弊害についてはどう考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「データローカライゼーションの詳細な設計次第である」と考える。日本企業が海外に進出する際の弊害にならないような形で制度設計すべきである。中国・ロシアタイプとEUタイプとあると思うが、日本がどのタイプにするのか。内容や仕組みによっては弊害のないものとなり得、現にEUはその形で進めているため、その辺りは十分に研究すべきである」という旨の発言があった。

小川委員から「すると、「日本国内で得た情報について国内サーバへの保存の義務付け」との提案は考えの一つであって、よく研究してほしいという理解でよいか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「海外企業への法執行を担保できるようにするための仕組みの一つである。他の仕組み、代理人を日本におけばそれで法執行が担保できるのかどうか、EUがどのような形で執行できているのか

はよく承知していないが、要は域外適用・域外執行をどう担保するかということである」という旨の発言があった。

熊澤委員から「執行の強化についてお聞きしたい。当委員会は、改正法施行後国外事業者に対して、平成29年度から30年度第3四半期までに漏えい報告を28件受領し、指導・助言を17件行うとともに、外国当局との執行協力も行うなど、国内外事業者への公平・公正な法の適用執行に取り組んでいる。この結果として、国外事業者も含めて個人情報の適正な取り扱いをいただいていると考えているが、個人情報保護法制において、さらに執行等を強化すべき現実の事象を何か把握されているのか、具体的にあればお聞かせ願いたい」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「例えば、フェイスブックが情報を第三者に提供していた件について、日本の個人情報保護法がどのように適用されたのかよく承知していないが、そういうものが例になるだろうと考え提案した。現状の制度の中でギリギリのところで対応されていることと思うが、ゼロベースで考えた際、越境経済の中で、日本国内の日本人のデータの取扱いについて海外事業者と適用に差があって本当によいのかということが出発点。10年以上前から越境経済の問題は指摘されていたが、本当に切迫した状況になっており、日本政府として手をこまねいていてよいのかということである」という旨の発言があった。

これに対し、其田事務局長から「フェイスブック事案に付する、法適用の形式について説明したい。昨年秋に委員会から行政指導を行ったが、ケンブリッジ・アナリティカ事案は改正個人情報保護法の施行前に行われており、遡及適用できないため、この事案については直接域外適用できない。ただ、フェイスブックに対し、アプリについては監督をきちんとしていくこと、について指導した。その際、一般的な安全管理措置の問題と「いいね！」ボタンの件についても併せて指導した」という旨の発言があった。

宮井委員から「執行の強化について議論があるところとは思いますが、執行の端緒となり得る漏えい報告について、法律上義務化していく方向性についてはどう考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「内外無差別適用の前提でお話しするが、一定条件に当てはまる漏えい事案については、報告する仕組みはありえる。ただし、事業者にとってあまりに不合理に負担が増えるような仕組みにすることは避けていただきたい。義務化については、例えば、メールの誤送信のみのような事案も対象に含むのか、大規模な漏えい事案のみを対象とするのかなど、内容の吟味が必要と考えている。なお、現場からは、第三者に閲覧されたことが漏えいに該当するのかなど、漏えいの概念が不明確である

との声がある。法に規定するかガイドラインに留めるかについては方法論の話であるが、このようなきめ細かい部分も含め、事業者の実態を踏まえながら、過度な負担にならず、かつ、利用者の保護になるような良い制度となるよう、現状何が問題で法制化をする必要が本当にあるのかも含めて、議論する必要があると考える」旨の発言があった。

中村委員から「個人情報の取扱いについて定めている法令が、個人情報保護法だけでなく、地方公共団体の条例も含めて2000個近くあるため、これが個人情報の円滑な流通を阻害するのではないかと御懸念から、『行政機関、独立行政法人、地方公共団体を対象にした法律の統合を含めて検討すべき』との提言になったと理解している。個人情報の活用において、現に生じている具体的な問題としてどのようなものがあるか教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「具体的な問題というより、何らかの変更の際に各地方公共団体が判断しなければならない状態となっていると考えている。また、例えば漏えい時の報告の義務付けの話も含め、仮に民間事業者に法律的に義務付けをするのであれば、自治体や国の機関にも同様に義務付けるべきと考える。規律は民間事業者と公共的な団体等で区別をする必要はなく、それが国民から見ても分かりやすい形になると考えるため、法律を一つにすべきではないかということが当連盟の主張。なお、2000個問題については、以前から指摘をしている民間団体がいくつもあり、様々な事例があるが、例えば病院等については市立や国立など様々な主体があるため医療データの統合において支障があるという事例等はよく聞くところ。また、消費者保護の観点からも、個人情報保護委員会は第三者委員会であるため、行政も民間企業も含めてトータルに見るということがあるべき姿ではないかとの発想から、当連盟としては2000個問題が非常に重要なものであると考えている」旨の発言があった。

加藤委員から「データ利活用の重要性について御指摘いただいたが、個人情報保護法の見直しとの関係でデータ利活用に関する具体的な御提案があれば例示いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「法改正との関係で具体的な提案はないが、個人情報の保護と利活用のバランスとして、過度な規制がされないことと国民が安心できる仕組みとすることが必要。消費者保護と利活用は対立する概念であるかのように受け止められている面があり、それが事業者を萎縮させているように感じる。例えば最近の情報銀行の取組を見ても利活用と消費者保護はトレードオフではないと考える。個人情報保護委員会事務局と定期的に意見交換や情報共有できる場があるとよい。また、個人情報保



護委員会事務局では利活用の事例を公表しているが、それが事業者における横の展開につながるだろう」という旨の発言があった。

藤原委員から「先ほど中村委員の発言にあった2000個問題については、お二人の説明を踏まえると、一つは医療だが、これは昔から言われていて次世代医療基盤法など個別法の世界であり一般化する話ではない。ご説明によれば我が国における個人情報に関する監督機関が2000あるという話が2000個問題と言われているものという理解で良いか確認したい」旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「一つの法律で全部の規律をするという意味で、その理解である」旨の発言があった。

さらに藤原委員から「今日は域外適用や執行力の強化の話が強調され、イコールフットィングという言葉も出たが、課徴金についても伺いたい。課徴金について、慎重な議論が必要であり、結果として日本企業にしか適用されないのでは困る、日本企業のパフォーマンスからすると実態にはそぐわないのでは、との説明であったと思うが、内外無差別という点からすれば、課徴金を内外無差別に、というのが一般的な結論になると思うが、これは時期尚早ということか。また、その適用について、執行がきちとなされれば課徴金は一つの有効な手段という考えなのか。命令、罰則との関係において、罰則を厳しくしてしっかり執行していくという方向と、それでは足りないので課徴金を導入した方が良いとの立場もあると思うが、これについてはどのように考えているのか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「日本国内の企業の現状を踏まえて、課徴金を導入しないと個人情報保護法の規律が守られないという立法事実があるのかという議論をまず十分すべきである。少なくとも私が思うに、日本企業だけを考えるのであれば、課徴金制度を作らなくても十分に守られているのではないかと感じている。仮に国外の企業に対して課徴金がないとだめだとの議論があるのであれば、まず命令、罰則について適用できるように執行の仕組みと執行の強化をやってみて、それが出来ないのであれば、課徴金の制度を作っても日本企業にしか適用されないという事態になりかねないので、課徴金の議論の前に制度として備えるべきものがあるのではと考えている。

現行のルールについて国内外のイコールフットィングがなされないといけないというのが大前提であり、現状の法律で適用に差が出るといけないので、個人情報保護法だけでなく全法令についてその点検をしてほしいということ述べている。越境経済が最大の問題であり、そこに対して日本

市場に参入してサービスを行っているのに現行の日本の法令が適用されないことが問題だと考えている」旨の発言があった。

藤原委員から「罰則等の既存制度が内外でイコールフットィングの適用がされるかどうかの点を確認し、それが実現してなお対応が難しい場合に別の手段もあり得るが、前提として、現行の制度の執行力、域外適用を検討すべきという考えであると理解した。その際、行政指導が十分に機能しているという前提で、罰則は今の金額で十分だと考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、新経済連盟から「立法事実を深く調査する必要があると思うが、少なくとも現状の日本企業の振る舞いから考えると、今の個人情報保護法の規律は、今の罰則やペナルティにより、かなり守られているのではないかと思っている」旨の発言があった。

嶋田委員長から「本日は様々な意見交換ができ、貴重な御意見も頂戴でき感謝。いただいた御意見も含め、個人情報保護を巡る様々な状況について、各方面の意見を聴きながら、課題を整理、審議してまいりたい」旨の発言があった。

以上